

米軍経ヶ岬通信所における境界フェンスの移設について（追加）

1 日本側覚知後の米側との調整状況について

- 近畿中部防衛局（以下「当局」という。）は、米軍経ヶ岬通信所（以下「通信所」という。）東側境界で行った復元測量の結果、既設フェンスの一部が京丹後市の管理する土地（里道）に越境している可能性を覚知して、速やかにその情報を米側に伝えるとともに、正しい境界の確認作業及び、仮に越境していた場合における是正措置についても併行して、日米間において調整を実施してきました。
- 日米間における調整は、通信所、工事の担当部署、施設を管理する担当部署、司令部の担当部署など複数の米側関係部署との調整が必要であり、当該フェンスの設置から10年以上が経過していたことから、事実関係の確認作業に相当の時間を要しました。さらに、越境していた場合における是正措置についての調整・協議も併行して行っていました。

2 通信所での工事状況及び原因の特定について

- 当局は、通信所用地を米側へ提供するにあたり、平成25年9月から同年11月にかけて、用地取得のための施設用地測量を実施し、境界点を明示するため、仮杭（プラスチック杭または木杭）を設置しました。
その後、米側による通信所整備第Ⅰ期工事（平成26年5月から平成27年1月）、第Ⅱ期工事（平成30年4月から令和3年5月）が実施されました。
- 米側から、当該フェンスについては、米側が作成した図面に基づき、米側が契約した日本の工事業者によって第Ⅰ期工事期間中に設置されたものであり、今回問題となった境界点が何らかの事情により正確に認識できなかったことが越境の原因として考えられるものの、設置から10年以上が経過した現時点においては、当時の工事関係書類による原因の確認が困難であり、どの段階でどのような過誤が発生したのか特定することは困難であるとの説明がありました。また、フェンスが越境していたことにより多大なご迷惑をおかけしたことへの謝意が伝えられたところです。
- 今般、米側との間で、「当局が実施した復元測量の成果が正しい境界であるということ」及び「是正措置」について一致したことから、速やかに地元にご説明させていただいたものです。

3 将来に向けての対応

- 本件について、日米間の確認・調整により正しい境界を認識したところ、当該越境しているフェンスを是正するための移設工事については、本年5月20日に完了しました。また、当局は、本年度、通信所の残りの部分の境界についても復元測量を行い、本杭を設置する予定です。
- 当局としては、土地の使用権原を取得して米側に提供しているとともに、安全・安心の実現に責任を有する立場として、今後、通信所において工事が行われる場合には、米側と連携し境界の確実な確認を実施するなど、適切に対応してまいります。

以 上